

【Q&A】介護サービス事業所物価高騰緊急対策支援金（令和8年1月分から6月分まで）

令和8年8月28日更新

区分

No.

質問

回答

更新

支給対象事業所について

1

支援金支給対象事業所について教えてほしい。

都内に所在する以下の通所系介護サービス、訪問系介護サービスを提供する事業所が対象となります。
・通所介護
・通所リハビリテーション
・短期入所生活介護
・短期入所療養介護
・訪問介護
・訪問入浴介護
・訪問看護
・訪問リハビリテーション
・居宅療養管理指導
・居宅介護支援

2

地域密着型サービス事業所は支給対象事業所となるか。

対象外となります。
（なお、「居宅介護支援」は指定権者は区市町村ですが、サービス自体は地域密着型ではないため対象となります。）

8/3一部追記

3

介護予防サービス事業所、介護予防・日常生活支援総合事業を実施する事業所は支給対象事業所となるか。

対象外となります。

4

「介護予防支援事業所」の指定を受けている地域包括支援センターは対象になるか。

対象外となります。

8/3追記

5

サテライト（出張所）は対象事業所となるか。

サテライトは本体事業所と合わせて1つの事業所と考えます。サテライトの燃料費・光熱費・食材費については、本体事業所の対象経費と合算して申請してください。通所系サービスの定員については本体定員＋サテライト定員の合計人数で記載し、申請フォーム最後の備考欄で「定員数は本体事業所とサテライト事業所の合計人数」と記載してください。

6

医療みなし指定の事業所は支給対象事業所となるか。

医療みなし指定の事業所であっても、対象期間中（令和8年1月から6月まで）に介護保険の利用者へサービス提供した場合（介護報酬の請求実績がある場合）は対象となります。なお、医療みなし指定事業所については、本支援金で対象となる経費は燃料費（通所リハのみ燃料費＋食材費）のみとなります。（光熱費は対象外）

7

介護保険の指定を受けた訪問看護ステーション（医療みなしではない）だが、対象期間中に介護報酬の請求実績がない場合は支給対象事業所となるか。

訪問看護ステーションについては、介護報酬の請求実績がなくても支給対象となります。
医療みなしの訪問看護（病院・診療所）については、介護報酬の請求実績がある場合のみ支給対象です。

8

地方公共団体が設置した事業所（指定管理含む）は支給対象事業所となるか。

対象外となります。
なお、指定管理施設と同一建物であっても、指定管理契約に含まれていない自主事業のサービスについては対象になります。（指定管理部分と経費を按分して申請してください。）

8/3一部追記

9

空床利用型の短期入所生活介護は支給対象事業所になるか。

空床利用型の短期入所生活介護も支給対象になります。ただし、本体施設の入所者を対象とした物価高騰支援事業（本事業と対象経費が重複するものに限る）での支援人数と空床利用型の支援人数の合計人数は全体の定員を上限とするため、事前入力シート作成の際は「空床型確認シート」により対象者数を算出するようにしてください。

10

「空床型確認シート」の「空床型短期入所生活介護定員」に記載する人数はなにか。

短期入所生活介護の運営規程等で定めた空床利用型部分の短期入所生活介護の定員数です。空床型の定員の定めがない場合は、令和8年1月1日から6月30日までの間で空床型の利用人数が最大の日の人数をすべての月に記入してください。
○運営規程に定員の定めがない場合の記入例
令和8年1月1日から6月30日までの間では、2月15日の空床型利用人数が8名で最大だった場合
→1月から6月まですべての月の空床型定員数に「8」と記入し、黄色セルに算出された人数を事前入力シートの定員数に入力する。（黄色セルの数字は入所部分の補助対象者数により変わるため、8になるとは限りません。）

8/3追記

11

（記入イメージ図）

金(令和8年1月分から6月分まで)」に申請している人数
(「補足給付対象者分」について、都ではなく他自治体の補助を受けている場合はその人数を記載)

⇒併設ショート分は含めない

⇒運営規程等で定める「空床型」シートの「定員数」を記載(定員を定めていない場合は、R8.1-6の間の最大の空床利用人数)

対象月	入所定員数	うち、物価高騰支援対象者数(入所)【補足給付対象者】	うち、物価高騰支援対象者数(入所)【補足給付対象者以外】	空床型短期入所生活介護定員数	短期入所申請対象者数
R8.1	100	60	30	20	10
R8.1	100	60	0	20	20
R8.1	100	90	0	20	10
R8.1	100	60	35	8	5
R8.2	100	58	35	8	7
R8.3	100	57	33	8	8
R8.4	100	57	33	8	8
R8.5	100	58	34	8	8
R8.6	100	60	34	8	6

ここで算出された人数を事前入力シートの「各月1日時点の定員数」に入力する

【Q&A】介護サービス事業所物価高騰緊急対策支援金（令和8年1月分から6月分まで）

令和8年8月28日更新

区分	No.	質問	回答	更新										
支給対象事業所について	12	対象期間の途中で開所・休止・廃止した場合は支給対象事業所となるか。	令和8年1月から6月までの各月1日時点で開所している場合は対象となります。 例①) 令和8年2月1日開所⇒2月から6月までの5か月分が支援対象 例②) 令和8年3月31日で廃止⇒1月から3月までの3か月分が支援対象 例③) 令和8年3月15 日から4月15日まで休止⇒4月のみ対象外となります。											
	13	対象期間の途中で対象事業所を事業譲渡した場合は支給対象事業所となるか。	新旧それぞれの法人が指定を受けている期間が対象となります。 例) 令和8年4月1日付事業譲渡（旧法人は3月31日付廃止、新法人は4月1日付指定） ⇒旧法人では1月から3月までの3か月分が支援対象、新法人では4月から6月までの3か月分が支援対象。それぞれ3か月分ずつ新旧法人で申請してください。（新法人で6か月分申請することはできません。）											
	14	通所介護で午前定員20名、午後定員15名で運営している場合の対象定員は何人になるか。	本支援金が対象とする通所系サービスの定員は、東京都に届け出ている定員のうち、同時に利用できる最大人数となります。（例：午前20名、午後15名の場合→20名です。）	8/3追記										
	15	通所介護（要介護者対象）と総合事業（要支援者対象）を定員を分けずに一体的に実施している場合はどのように申請したらよいか。	「定員」は通所介護事業所として指定を受けている定員（同時に利用できる最大人数）を記入してください。 「対象経費の実支出額」については、サービスごとに按分した経費を記入してください。（按分方法については本QA No.35参照）	8/3追記										
他の物価高騰支援事業との併給等について	16	すでに他自治体（区市町村）等の物価高騰に対する補助金を申請し、受領しているが、申請は可能か。	都の支援金と同一の期間（令和8年1月から6月まで）かつ同一の経費（燃料費・食材費・光熱費）が対象となっている場合は、対象経費から他自治体等から受領している補助金の金額を差し引いて申請してください。差引額と都の補助基準額を比較し、低い方の金額が支援額となります。											
	17	（他自治体の補助金を受領している場合のイメージ図）	例① 他補助金差し引き後の対象経費が都補助基準額を上回る場合 ⇒都補助基準額(88,500円)が支援額 例② 他補助金差し引き後の対象経費が都補助基準額を下回る場合 ⇒差引額(50,000円)が支援額 <table><tr><td>補助対象経費 の実支出額 (税抜) 100,000円</td><td>他補助金 10,000円</td><td>差引額 90,000円</td><td>></td><td>都補助 基準額 88,500円</td></tr><tr><td>補助対象経費 の実支出額 (税抜) 100,000円</td><td>他補助金 50,000円</td><td>差引額 50,000円</td><td><</td><td>都補助 基準額 88,500円</td></tr></table>	補助対象経費 の実支出額 (税抜) 100,000円	他補助金 10,000円	差引額 90,000円	>	都補助 基準額 88,500円	補助対象経費 の実支出額 (税抜) 100,000円	他補助金 50,000円	差引額 50,000円	<	都補助 基準額 88,500円	
	補助対象経費 の実支出額 (税抜) 100,000円	他補助金 10,000円	差引額 90,000円	>	都補助 基準額 88,500円									
	補助対象経費 の実支出額 (税抜) 100,000円	他補助金 50,000円	差引額 50,000円	<	都補助 基準額 88,500円									
	18	他自治体（区市町村）等の補助金が都の支援金とは対象経費が異なる場合、又は対象経費を定めていない定額補助金の場合は本支援金を申請することは可能か。	対象経費が異なる場合、又は対象経費を定めていない定額補助金の場合はどちらも申請することが可能です。											
	19	本補助金の支給を受けた後、他自治体の補助金等に申請する場合は、都の支援金額を控除すればよいか。	後から補助金を支給する自治体等の判断によりますので、申請先の自治体等にお問い合わせください。											
	20	同一建物で介護サービスと障害サービスを運営しているが、令和8年度障害者施設等物価高騰緊急対策事業（令和8年1月から6月分）と併給は可能か。	併給可能です。（本QA No33と同様に、サービスごとに対象経費を按分して申請してください。事前入力シートの他の支援金の欄への記入は不要です。按分方法については本QA No.35参照）	8/3追記										
21	「介護 事業所等 に対するサービス継続支援事業」との併給は可能か。	「介護 事業所等 に対するサービス継続支援事業」に本支援金と重複する経費（燃料費、光熱費、食材費）を申請する場合は、重複する経費分（令和8年4月から6月分）について事前入力シートの他の支援金の欄へ記入してください。差引額と本支援金の補助基準額を比較し、低い方の金額が支援額となります。	8/3追記											
22	「介護 施設等 に対するサービス継続支援事業」との併給は可能か。 ※本支援金との重複は「短期入所生活介護（単独型・併設型）」のみ	併給可能です。（「介護 施設等 に対するサービス継続支援事業」は特定の期間を対象としておらず、令和8年1月から6月までの食材費を対象とする本支援金とは重複しないため、事前入力シートの他の支援金の欄への記入も不要です。）	8/3追記											
23	他事業の申請を行いたい、申請を取り下げることは可能か。	申請の取り下げは可能です。なお、既に本支援金を受領している場合は別途返還手続が必要となります。												

【Q&A】介護サービス事業所物価高騰緊急対策支援金（令和8年1月分から6月分まで）

令和8年8月28日更新

区分	No.	質問	回答	更新
対象経費について	24	燃料費の対象は何か。	介護事業所が訪問・送迎サービスに要した車両（バイク含む）の燃料費（ガソリン代及び軽油）です。 ※車両以外の燃料費（暖房用の灯油等）の費用は含みません。 ※「訪問入浴介護」については、車両に設置した給湯用ボイラーの灯油代についても燃料費に含めます。	8/28一部追記
	25	原付バイクの燃料費も支援金の対象となるか。	訪問サービスの提供に使用した車両（原付バイク含む）の燃料費（ガソリン代、軽油）であれば支援金の対象となります。	
	26	職員名義の自動車を送迎に利用しているが、支援金の対象となるか。	職員名義、所有の自動車を送迎等に使用しており、燃料費を事業所で負担している場合については、本支援金の対象となります。 燃料費を事業所で負担していることについて、都からの求めがあった場合に資料を提出できるよう事業所で保管してください。	
	27	事業所で自動車のリース契約を行い、送迎に利用しているが、支援金の対象となるか。	リース契約の自動車を送迎等に使用している場合についても、本支援金の対象となります。なお、燃料費は事業所で負担していることが必要です。燃料費を事業所で負担していることについて、都からの求めがあった場合に資料を提出できるよう事業所で保管してください。	
	28	送迎等を委託して実施しているが、支援金の申請は可能か。	事業所が燃料費を負担している場合は、本支援金の対象となります。なお、燃料費を事業所で負担していることについて、都からの求めがあった場合に資料を提出できるよう事業所で保管してください。	
	29	光熱費の対象は何か。	支給対象事業所で支払った電気代とガス代です。（水道代は含みません。）	
	30	食材費の対象は何か。	通所系サービスの利用者に介護保険サービス提供時間内に提供した食事・おやつ食材費（お茶代含む）です。調理員の人件費は含みません。なお、利用者の希望により個別（自費）に提供した食事・おやつ等の費用は含みません。	8/3一部追記
	31	食事の提供を委託している場合は対象になるか。	委託の場合も対象になります。対象経費の実支出額には、委託料のうち食材費相当額を記入してください。 <u>食材費分についても消費税10%で支払っている場合は、税抜き価格に8%をかけた金額を税込み額として記入してください。</u>	8/28一部追記
	32	各月の対象経費の実支出額は費用が発生した月と支払った月のどちらの金額か。	原則、支払った月の金額です。（例：1月分の電気料金を2月に支払った場合は、2月の実支出額になります。） <u>クレジットカードで支払った場合は、口座から引き落としがされた月を支払月とします。</u>	8/28一部追記
	33	訪問介護事業所と居宅支援介護事業所を同一の場所で運営していて光熱費は一括での支払いになっているが、どのように申請したらよいか。	同一の場所で複数のサービスを運営している場合は、対象経費の実支出額をサービスごとに按分して申請してください。	
	34	通所介護事業所と短期入所生活介護事業所で送迎用の車両を共有して使用しているが、どのように申請したらよいか。	複数のサービスで車両を共有している場合は、対象経費の実支出額をサービスごとに按分して申請してください。	
	35	対象経費の按分方法について決まりはあるか。	申請する事業所の実情（利用者数、延床面積比等）に応じて按分してください。 なお、複数サービスの経費の按分については平成13年3月28日付老振発第18号「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」に参考例が示されています。 https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou/detail?gno=12618&ct=020020010	

【Q&A】介護サービス事業所物価高騰緊急対策支援金（令和8年1月分から6月分まで）

令和8年8月28日更新

区分	No.	質問	回答	更新
申請 手続 について	36	申請から支払いまでの流れは。	申請から支払までの流れは下記のとおりです。 ①「事前入力シート（Excel）」に必要事項を入力 ②申請フォーム（LoGoフォーム）にて事前申請（法人→都） ③都にて審査後、申請情報入力済の交付申請兼実績報告書類データ（PDF）のダウンロード用URLをメールで送付（都→法人） ④郵送もしくはＪグランツにて交付申請兼実績報告書類提出（法人→都） ※郵送の場合は要押印。 ⑤都にて審査後、交付決定通知のダウンロード用URLをメールで送付（都→法人） ⑥支払（都→法人） 詳細については、申請マニュアルをご確認ください。	
	37	申請は事業所単位か。あるいは法人単位か。	法人単位で全事業所をとりまとめて申請してください。（分割申請はできません）	
	38	印鑑証明書の発行年月日の指定はあるか。	令和８年１月１日以降に取得した印鑑証明書の原本を１部提出してください。 ただし、印鑑や記載事項等に変更があった場合は、変更後に取得したものを提出してください。詳細については申請マニュアルをご確認ください。（交付申請兼実績報告書類をＪグランツで提出する場合は押印及び印鑑証明書の提出は不要です。）	
	39	車検証や領収書等の挙証資料の提出は必要か。	申請時の提出は不要ですが、実績を証明する資料（領収書等）を５年間保管し、知事の求めに応じて提出できるようにしてください。	
	40	１法人で複数事業所分を申請する場合、振込先を分けることはできるか。	複数の口座にわけるとはできません。法人単位で１つの口座を指定してください。	
	41	支払先の口座に法人名義ではない口座を指定することは可能か。（「〇〇ホーム 施設長 〇〇 〇〇」名義等）	施設長名義等の法人名が含まれない口座への支払を希望する場合は委任状の提出が必要となります。 交付申請兼実績報告書類と一緒に委任状の様式を発行しますので、記載の上、交付申請兼実績報告書類と一緒にＪグランツまたは郵送で提出ください。	